

衛星船位測定送信機(Vessel Monitoring System:VMS)について



- VMSは、人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器。
- 漁業法第52条第2項に規定より、農林水産大臣は、漁業調整等のために特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、VMSの設置及び常時作動を命じることが可能。
- 漁業調整の円滑化、違法操業の防止と漁業取締りの効率化の観点から、全ての大臣許可漁業に対し、VMSの設置及び常時作動を義務付け。

